

## 海上運送法

### 1. 案内情報

- ① 手続名 : 船舶貸渡業・海運仲立業・海運代理店業の事業開始（変更・廃止）の届出
- ② 手続根拠 : 海上運送法第33条及び海上運送法施行規則第29条
- ③ 手続対象者 : 船舶貸渡業・海運仲立業・海運代理店業を開始する者（変更・廃止した者）
- ④ 提出時期 : 事業開始（変更・廃止）後30日以内
- ⑤ 提出方法 : 各地方運輸局等へ提出して下さい。（当該所在地を管轄する運輸支局又は海事事務所を経由することもできます。）
- ⑥ 手数料 : なし
- ⑦ 添付書類 : 特になし
- ⑧ 申請書様式 : 特になし
- ⑨ 記載要領・記載例 : 提出先となる地方運輸局等にお問い合わせ下さい。

### 2. 窓口情報

- ① 提出先 : 

北海道運輸局海事振興部貨物・港運課	011-290-1013
東北運輸局海事振興部海事産業課	022-791-7512
北陸信越運輸局海事振興部海事産業課	025-285-9156
関東運輸局海事振興部旅客課	045-211-7214
中部運輸局海事振興部旅客課	052-952-8013
近畿運輸局海事振興部旅客課	06-6949-6416
神戸運輸監理部海事振興部旅客課	078-321-3146
中国運輸局海事振興部貨物・港運課	082-228-3690
四国運輸局海事振興部旅客課	087-802-6807
九州運輸局海事振興部旅客課	092-472-3155
沖縄総合事務局運輸部総務運航課	098-866-1836
- ② 受付時間 : 提出先にお問い合わせ下さい。
- ③ 相談窓口 : 各地方運輸局等

### 3. 手続情報

- ① 審査基準 : 特になし
- ② 標準処理期間 : 特になし
- ③ 不服申立方法 : 特になし